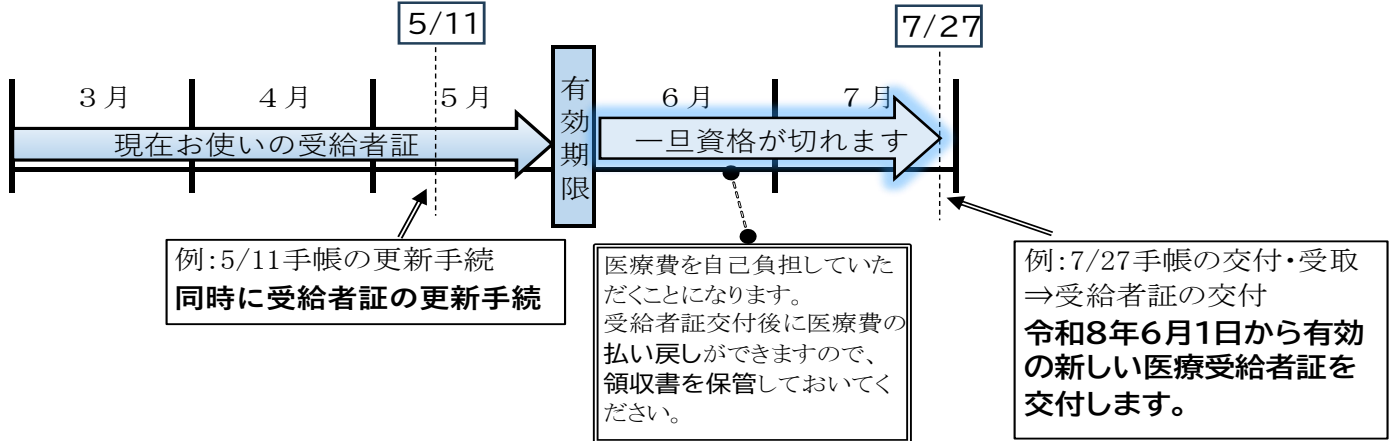


有効期間が令和8年5月31日までの場合

更新時期にご注意ください

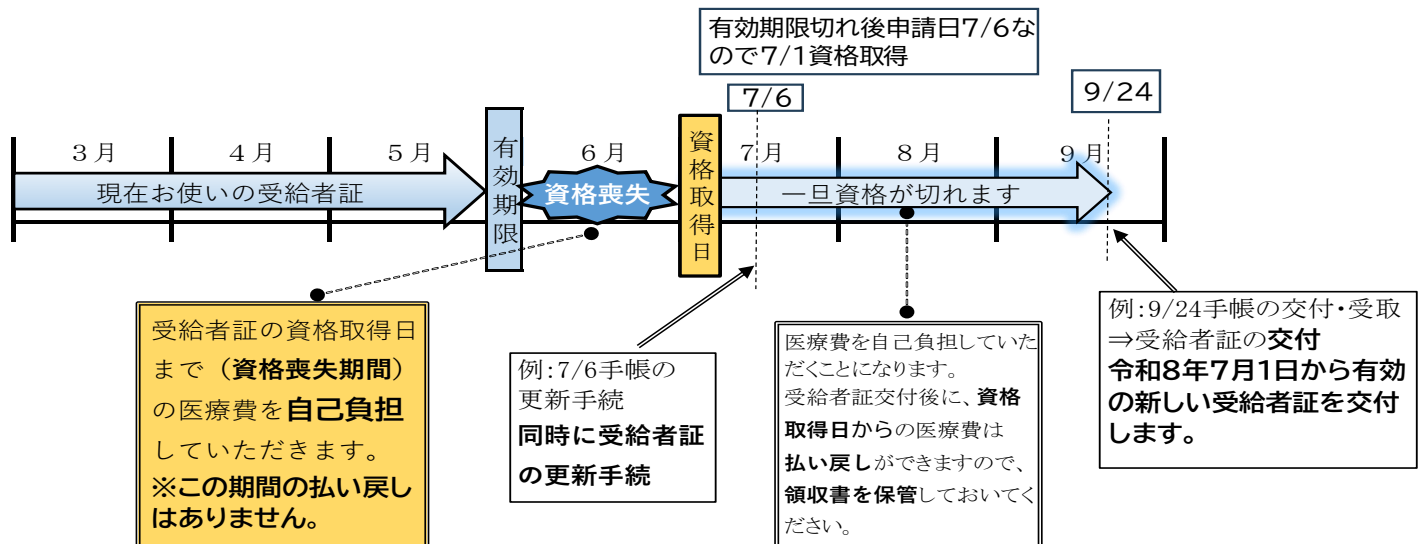
< **5月11日**に手帳の更新手続きをした場合 >



< **7月6日**に手帳の更新手続きをした場合 >

○申請期限までに手帳の更新申請がない場合、**令和8年6月1日以降の医療費受給者証の受給資格が喪失する場合があります。**なお、喪失期間の**医療費は自己負担していただきます**のでご注意ください。

※手帳は、前手帳の有効期限までさかのぼり交付されますが、受給者証の資格は、申請月の初日までしかさかのぼりません。



【その他注意事項】

○手帳の等級が4級以下(一部除外あり)になった場合は、医療費の助成が受けられなくなります。